

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持出し等について次のとおり指示する。

平成29年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤重敏

### 1 指示内容

#### (1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が指定する範囲(以下「当該水域」という。)から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

#### (2) コイの放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。)によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果が陰性であることを証明する書類を提出すること。

イ 当該水域に増殖目的で放流用のコイを放流しようとする場合は、アの事項に加えて次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 4月1日から10月31日の間は放流しないこと。

(イ) 一箇所での集中放流を避け、分散放流に努めること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

### 2 指示期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成29年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号（コイの持出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成29年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

### 1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市用瀬町鷹狩の下井手頭首工（以下「下井手頭首工」という。）より下流の千代川本流
- (2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (8) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (9) 八頭郡八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 鳥取市の湖山池

### 2 天神川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
- (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
- (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
- (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 倉吉市大原の大原頭首工から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 倉吉市円谷町の円谷大口頭首工から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 倉吉市米田町の米田橋より下流の絵下谷川
- (8) 倉吉市の栗尾川及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 倉吉市上余戸の郡山大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 東伯郡三朝町の坪谷川と三徳川合流点より下流の三徳川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 東伯郡三朝町の坪谷川と三徳川合流点より下流の三徳川水系の河川（東伯郡三朝町片柴の木の村橋より上流の波閼川本流、東伯郡三朝町余戸の川板橋より上流の小鹿川本流及び東伯郡三朝町鎌田の大谷河原橋より上流の加茂川本流並びにそれらの支流及びそれらに接続する全ての用水路を除く。）及びそれに接続する全ての用水路

### 3 日野川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
- (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
- (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (5) 日野郡日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 日野郡江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
- (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (10) 日野郡江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路

- (11) 日野郡江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 西伯郡伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
- (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
- (16) 西伯郡伯耆町二部の白潟橋より下流の野上川
- (17) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (18) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (20) 西伯郡伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 西伯郡伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
- (22) 西伯郡伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
- (23) 西伯郡伯耆町真野の真野2号砂防堰堤より下流の別所川
- (24) 西伯郡伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
- (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
- (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
- (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (28) 西伯郡伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路

#### 4 1から3まで以外の水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
- (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
- (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
- (13) 西伯郡伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
- (18) 東伯郡湯梨浜町の東郷池及び橋津川
- (19) 東伯郡琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路
- (20) 鳥取市鹿野町の新鹿野大橋より下流の河内川及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 鳥取市鹿野町の鹿野城跡公園のお堀及びそれに接続する全ての用水路並びに中川